

香川県特別養護老人ホーム等施設利用状況等情報提供事業実施要綱

第1 目的

この要綱は、県内の特別養護老人ホームの入所申込者数、ショートステイ（短期入所生活介護）の空床状況等の情報を、県ホームページを活用して県民に提供する「香川県特別養護老人ホーム等施設利用状況等情報提供システム」（以下「本情報提供システム」という。）を構築し、特別養護老人ホーム等の利用を必要とする県民に対して、入所先施設の適切な選択や速やかな利用を促進するとともに、施設に関する基本情報の入手を容易にすることを目的とする。

第2 提供する情報

- 1 本情報提供システムにより県民に提供する情報は、次のとおりとする。
 - ア 特別養護老人ホームの施設利用状況等情報
情報提供基準日（毎月1日）における入所者数及び入所申込者数
 - イ ショートステイ（短期入所生活介護）の空床情報
情報提供基準日（毎月1日及び15日）の予約状況を基にした、情報提供基準日以後3ヶ月間の各日におけるショートステイの空床数
- 2 県民に提供する情報の内容は、必要に応じて香川県健康福祉部長寿社会対策課（以下「県長寿社会対策課」という。）が適宜追加削除等の変更ができるものとする。
- 3 本情報提供システムは、「香川県介護サービス情報公表システム」に係るホームページにリンクすることにより、総合的な介護保険施設等の情報を提供するものとする。
- 4 高松市所管の事業所の情報については、高松市ホームページにリンクすることにより、情報提供を行うこととする。

第3 情報提供の手順

- 1 特別養護老人ホーム又は老人短期入所施設を設置運営する者（以下「事業者」という。）は、本情報提供システムにより第2の1ア及びイに掲げる情報（以下「入所者数等情報」という。）を県民に提供するため、毎月5日及び20日（土日祝日に当たる場合はその翌開庁日）までに、入所者数等情報を所定の様式に必要事項を記入のうえ、県長寿社会対策課に対し、メールにより送付するものとする。ただし、やむを得ない場合は、FAXにより送付することができる。

また、所定の様式は、特別養護老人ホームについては様式1「特別養護老人ホーム入所申込者数等報告書」、老人短期入所施設については様式2「ショートステイ（短期入所生活介護）空床数等報告書（単独ショート）」とする。

なお、高松市所管の事業者については、高松市のホームページの「もっと高松」に掲載の待機者・空き情報にリンクを貼ることにより、情報提供を行う。
- 2 県長寿社会対策課は、事業者から送付された入所者数等情報を取りまとめ、毎月10日及び25日（土日祝日に当たる場合はその翌開庁日）までに、県ホームページ

に掲載するものとする。

なお、施設の名称や所在地、定員等に変更がある場合は県長寿社会対策課において修正するものとする。

第5 個人情報の取り扱い

1 県長寿社会対策課は、本情報提供システムの運営を通じて取得した施設担当者氏名等の個人情報は、香川県個人情報保護条例（平成16年香川県条例第57号。以下「条例」という。）に基づき、適正に管理するものとする。

2 県長寿社会対策課は、事業者から提供された入所者数等情報について、本情報提供システム以外の用には供しないものとする。

ただし、第1に掲げる目的を達成するため、個人を特定しない形式による統計データを作成し、当該データを利用することが出来るものとする。

第6 その他

この要綱の実施に関して必要な事項については別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年2月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年6月1日から施行する。